

# 京都市不動産評価委員会運営要綱

## （開催日時）

第1条 京都市不動産評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、毎月の第3木曜日の午前10時から開催するものとする。

2 前項の規定による開催日が休日に当たる場合は、その日の前々日開催日とする。

3 前2項にかかわらず、評価委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、事務処理の都合その他必要があると認めるときは、評価委員会を臨時に開催し、又は評価委員会の開催の日時を適宜変更することができる。

## （招集）

第2条 委員長は、評価委員会を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに評価委員会の委員（以下「委員」という。）に次の各号に掲げる書類を送付して通知する。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(1) 開催通知

(2) 評価議案書

## （欠席の通知）

第3条 委員は、招集を受けた場合において、事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

## （会議の方法）

第4条 評価委員会の庶務担当者は、議長を補佐して議事を進める。

2 委員は、審議案件について、評価委員会の庶務担当者又は評価を依頼した担当者から説明を受け、審議し、評定額を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、評価委員会を招集することができないやむを得ない事情がある場合で、委員長が必要と認めるときは、文書により議事を進める。

## （議事録の作成）

第5条 評価委員会の会議については、会議録を作成する。

## 附則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

## 附則

この要綱は、令和2年5月1日から実施する。